様式第三号（表面）中「特定扶養親族の数」の下に「、㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数」を加え、「（㋑　　人）」を「（㋑　　人　㋒　　人）」に改め、同様式（裏面）注意の2中「及び特定扶養親族」の下に「並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を」を加える。

様式第七号（表面）中「特定扶養親族の数」の下に「、㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数」を加え、「（㋑　　人）」を「（㋑　　人　㋒　　人）」に改め、同様式（裏面）注意の2中「及び特定扶養親族」の下に「並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十二年以前の年の所得に係る特別児童扶養手当認定請求書及び特別児童扶養手当所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による特別児童扶養手当認定請求書及び特別児童扶養手当所得状況届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成二十二年以前の年の所得に係る障害児福祉手当所得状況届及び特別障害者手当所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式による障害児福祉手当所得状況届及び特別障害者手当所得状況届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第六十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の規定に基づき、並びに国土交通省設置法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官）」に改める。

第十六条第一項中「交通安全対策室」の下に「並びに政策企画官一人」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

6　政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（公共交通政策部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十九条から第三十五条までを次のように改める。

第二十九条から第三十五条まで　削除

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省令第六十三号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十九条第二項の規定に基づき、国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令

国土交通大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十六号）及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第百七十八号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）及び都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則及び都市公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

都市再生特別措置法施行規則及び都市公園法施行規則の一部を改正する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一の次に次の十二条を加える。

（建築物の建築等に係る同意に関する協議）

第一条の十二　法第十九条の十五第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を要する場合にあっては、副本二通）に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事に提出するものとする。

一　都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項（法第十九条の十三第二項第四号に掲げる事項として記載しようとする場合にあっては、都市再生安全確保計画に記載しようとする事業及びその実施主体に関する事項。次項第一号、第一条の十五第一号及び第一条の十九第一号において同じ。）を記載した書類

二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十四第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

2　法第十九条の十五第三項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一　都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類